

沼田市不育症治療費助成事業のご案内

◆沼田市不育症治療費助成事業について

不育症治療は、1回の治療費が高額でその経済的負担が重いことから、市では不育症治療をされているご夫婦の経済的な負担を軽減するために、不育症治療に要した医療費の一部を助成します。

助成を受けるための要件

- ①不育症治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦
- ②申請日の1年以上前から夫婦のいずれかが沼田市に住所を有する者
- ③医療保険加入者
- ④市税等を滞納していない者

◆助成対象となる費用

医師が認めた不育症治療または検査で、医療保険診療及び医療保険適用外診療の費用が助成対象になります。

(注)申請に係る文書作成料、入院時の差額ベット代、食事代などは、助成対象にはなりません。

◆助成内容

- ①治療期間：1月1日～12月31日
- ②助成対象額：不育症治療に要する本人負担額(国又は他自治体の助成金、各医療保険等で不育症治療に要する費用に対して給付がされた場合はその額を控除した額)の2分の1(千円未満は切り捨てる。)で、年額20万円が上限。
- ③助成回数：夫婦1組に対して1年度につき1回、通算5回を限度。
(注)転出入の助成期間：沼田市民である期間。転出入された方は、医療機関に申し出てください。

◆申請期間

不育症治療を受けた日の属する年の4月～翌年の2月末日までに行ってください。

◎1月から3月までに本市から転出予定の方で、助成を受けるための要件を満たしている場合は、健康課へお問い合わせください。

◆医療機関

不育症治療についての医療機関の指定はありません。



◆申請に必要な書類と留意事項♥

- ① 沼田市不育症治療費助成金交付申請書
- ② 沼田市不育症治療費助成事業医療機関受診証明書
(複数の機関にわたる場合はコピーして利用ください。)
領収書(原本)・・・証明書の領収金額と一致するものを持参ください。
領収書の金額を合計し確認してから持参ください。
(受付印を押した上でコピーをいただき、原本はお返しします。)
主治医記入欄の「診療期間」について
➤ 不育症治療については1月1日から12月31日の間に受けた期間としますので診療期間を確認してください。
➤ 文書作成手数料は、医療機関規定の費用により個人負担となるため領収書に記載されている場合は、その額を除いた額となります。
➤ 複数の医療機関で証明が必要な場合は証明書の様式をコピーして利用ください。
- ③ 申請者(夫婦)の本人確認書類(マイナンバーカード、資格確認証、運転免許証、健康保険証、パスポート等)
- ④ 限度額認定証(持っている方)の写(コピー)を添付してください。
- ⑤ 振り込み先通帳の写し
- ⑥ 高額療養費に該当した場合は、高額療養費支給額の確認できる書類を添付してください。
- ⑦ 各種保険で不育症治療に要する給付金の証明書がありましたら必ず添付してください。
ただし夫婦の住所が異なる場合は、市外の者の住所及び婚姻関係を証する住民票の写し、戸籍謄本、市税等の完納証明書又は、非課税証明書が必要となります。

◆申請書類の提出

提出は、健康課窓口へ直接おいでください。代理の方でも申請ができます。

◆助成金の交付方法

助成金の交付決定を通知し、概ね1か月後に口座振込みとなります。

問合せ先

〒378-8501
沼田市下之町888番地
沼田市健康福祉部健康課
0278(23)2111